



### 質問1

病院の建物や機械設備について、長期の損害保険(保険期間10年)を掛け、10年分の保険料を一時に支払いました。この保険料の全額を支払った年の必要経費にすることはできますか。

### 回答

青色申告者の現金主義を選択している場合を除き、原則として保険料を支払った年の期間に対応する部分の保険料が支払った年の必要経費となります。

所得税法上の必要経費は、収入に対応したものを基本として計算しますので、所得の計算期間に対応する費用がその期間の必要経費とされます。所得税は、暦年課税が原則であり、1月から12月までの1年間の所得金額を計算するので、ある年の所得を計算する場合、その年に生じた費用を必要経費として計算しなければなりません。

すなわち、ある年分の所得を計算する場合に、その年分の総収入金額から控除できる必要経費は、その収入に対応した費用に限られます。一方、火災保険に加入した場合は、通常保険料を支払った日以後に生じた損害に対して保険金が支払われ、保険会社に支払う保険料の料率は保険期間の長短に応じて定まるところからみると、火災保険の保険料は期間に対応した費用という事ができます。したがって、支払った保険料の全額がその年の必要経費となるのではなく、収入を計算した期間に対応する部分、つまり支払った年の12月31日までの保険料が、その年の必要経費となります。なお支払った保険料のうち、翌年以降の期間に対応する部分の金額、すなわち未経過保険料は、長期前払費用として翌年以降に繰越し、翌年以降の年分の必要経費に算入します。

### 質問2

必要経費とならない費用には、どのようなものがありますか。

### 回答

家事費、所得税、罰金、賄賂などは必要経費にならない。

企業の活動がすべて利益(所得)の獲得を目的として行われるのに対し、個人は収益活動を営むと同時に消費活動をも営んでいます。したがって、個人が支出する経費もそれが収益活動のためのものであれば所得計算上の必要経費と考えられますが、消費活動のために支出されたものであれば必要経費とはなりません。つまり、この経費は所得の処分として支出されたもので所得を得るためのものではないからです。

所得税法では、次に掲げる経費についてその経費の性格や、政策的見地または課税技術上の理由などから必要経費にならないものとして規定しています。

#### (1) 家事費および家事関連費

家事費とは、家事上の経費(衣食住・娯楽費等の個人の消費生活上の費用)のことで必要経費には算入されません。また家事関連費とは、家事上の経費と事業上の経費が混在しているもので、そのうち事業上の部分は一定の条件のもとで必要経費となります。

#### (2) 所得税および住民税(都道府県民税・市町村民税)

通常「人税」と呼ばれ、所得が帰属する人を対象として課税されるものであると考え、所得計算上の必要経費とはしていません。また、これらの加算税(加算金)や延滞税(延滞金)等も原則として必要経費になりません。

#### (3) 罰金・科料・過料・損害賠償金等

たとえ事業に関連するものであっても、その性格上必要経費とはなりません。必要経費とならない損害賠償金について、上記(1)の家事費に該当するものの他、事業遂行上故意または重大な過失により他人の権利を侵害したことにより支払うものとされています。

#### (4) 刑法に規定する賄賂または不正競争防止法に規定する金銭等

事業にも関連するものですが、その性格上必要経費とはなりません。